

青梅市議会議員および青梅市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 6 月 8 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

公職選挙法および公職選挙法施行令の改正に伴い、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市議会議員および青梅市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 青梅市議会議員および青梅市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「1 5, 3 0 0 円」を「1 5, 8 0 0 円」に改め、同号イ中「7, 3 5 0 円」を「7, 5 6 0 円」に改める。

第 8 条中「7 円 3 0 銭」を「7 円 5 1 銭」に改める。

第 1 1 条中「5 1 0 円 4 8 銭」を「5 2 5 円 6 銭」に、「3 0 1, 8 7 5 円」を「3 1 0, 5 0 0 円」に改める。

第 2 条 青梅市議会議員および青梅市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 条中「青梅市長の選挙の場合に限る。」を削る。

第 6 条中「（青梅市長の選挙の場合に限る。）」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年3月1日から施行する。

(適用)

2 第1条の規定による改正後の青梅市議会議員および青梅市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、同条の規定の施行の日以後にその期日を告示される選挙から適用する。

3 第2条の規定による改正後の青梅市議会議員および青梅市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、同条の規定の施行の日以後にその期日を告示される選挙から適用する。

議案第3号

参考資料

青梅市議会議員および青梅市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

公職選挙法（昭和25年法律第100号）および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の改正に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 選挙運動にかかる公費負担の限度額を次のように引き上げる。（第4条、第8条、第11条関係）

区分	改正後	現行
自動車の借入れ	15,800円	15,300円
燃料供給	7,560円	7,350円
ビラ作成（市長選挙のみ）	7.51円	7.30円
ポスター作成	企画費 310,500円 印刷費 525.06円	企画費 301,875円 印刷費 510.48円

(2) 選挙運動にかかる公費負担の対象に「市議会議員の選挙におけるビラの作成」を追加する。（第1条、第6条関係）

作成単価	作成枚数
1枚当たり 7.51円	法に定める枚数（選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 4,000枚）の範囲内

3 施行期日等

(1) 施行期日

ア 2(1)の改正 公布の日

イ 2(2)の改正 平成31年3月1日

(2) 適用

この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙から適用する。

青梅市議会議員および青梅市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○第1条による改正（青梅市議会議員および青梅市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年条例第10号））

改正後	現行	備考
<p>(自動車の使用の公費負担額および支払手続)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場合 当該自動車（同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約にもとづき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）がすでに前条の届出にかかる契約にもとづき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項または第8項の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請にもとづき、委員会が確認したものに限る。）</p> <p>ウ 略</p> <p>(ビラの作成の公費負担額および支払手続)</p> <p>第8条 青梅市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約にもとづき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約にもとづき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>7円51銭</u>を超える場合には、</p>	<p>(自動車の使用の公費負担額および支払手続)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場合 当該自動車（同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,300円</u>を超える場合には、<u>15,300円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約にもとづき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）がすでに前条の届出にかかる契約にもとづき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,350円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項または第8項の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請にもとづき、委員会が確認したものに限る。）</p> <p>ウ 略</p> <p>(ビラの作成の公費負担額および支払手続)</p> <p>第8条 青梅市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約にもとづき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約にもとづき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>7円30銭</u>を超える場合には、</p>	

7円51銭を限度とする。)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請にもとづき、委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求にもとづき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。

(ポスターの作成の公費負担額および支払手続)

第11条 青梅市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限り、)が同条の契約にもとづき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約にもとづき作成されたポスター1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、525円6銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。))を超える場合には、当該除して得た金額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請にもとづき、委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求にもとづき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

7円30銭を限度とする。)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請にもとづき、委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求にもとづき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。

(ポスターの作成の公費負担額および支払手続)

第11条 青梅市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限り、)が同条の契約にもとづき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約にもとづき作成されたポスター1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、510円48銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に301,875円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。))を超える場合には、当該除して得た金額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請にもとづき、委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求にもとづき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

○第2条による改正(青梅市議会議員および青梅市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例)

改正後	現行	備考
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第11項および第143条第15項の規定にもとづき、青梅市議会議員および青梅市長の選挙における法第141条第</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第11項および第143条第15項の規定にもとづき、青梅市議会議員および青梅市長の選挙における法第141条第</p>	

